

中小企業の資金繰りを支えます！

瀬戸市小口事業資金融資制度

お得なポイント！

- 小規模企業振興資金より0.4%の優遇金利
- 信用保証料の50%を補助(上限15万円) ※別途申込が必要

対象となるかた	市内に主たる事業所を持つ従業員数20人(商業・サービス業5人)以下の中小企業者で、申込日より6か月以上前から市内で同一事業を営んでいる方(ただし税金の未納がない方・法人の場合は代表者も含む)									
資金使途	設備資金・運転資金									
貸付限度額	1250万円以内(ただし既存の保証協会の保証付融資残高を含みます)									
貸付期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内									
貸付利率	3年以内 0.7% 3年超5年以内0.8% 5年超7年以内0.9% 7年超10年以内1.0%(設備のみ) (小規模企業等振興資金 小口資金(振小)の利率よりも0.4%減)									
貸付方法	原則として証書貸付									
返済方法	分割返済(6か月据置くことができます)									
連帯保証人	原則として、法人の代表者以外は不要									
担保	原則として、無担保 (単位:年率%)									
保証料率	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

【取扱い金融機関】 瀬戸信用金庫(本店営業部及び市内9支店)
大垣共立銀行瀬戸支店、十六銀行瀬戸支店、
愛知銀行瀬戸支店、名古屋銀行瀬戸支店

お問合せ・相談窓口

上記取扱い金融機関または、瀬戸市役所ものづくり商業振興課商業金融係(3階)

TEL 0561-88-2652